慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ライプチヒ市郵組合史
Sub Title	
Author	三井, 高陽
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.12 (1936. 12) ,p.1847(127)- 1859(139)
JaLC DOI	10.14991/001.19361201-0127
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361201-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

H. E. Evitt, Controlling the Exchange Value of Sterling, Journal of the Institute of Bankers, Feb.,

Hans Richter-Altschäffer, Der Währungsausgleichsfonds, Währung und Wirtschaft, Feb. 1934.

The British Exchange Equalisation Account, Economist, Supplement, May 5., 1934.

. W. Paish, The British Exchange Equalisation Fund, Economica, Feb., 1936.

London & Cambridge Economic Service, Monthly Bulletin, April 23.,1936.

A. H. Gibson, The Cheap Money policy, Bankers' Magazince, May 1936.

Alfred Tismer, Alte und Neue Wege der englischen Währungspolitik, Währung und Wirtschaft, Mai

拙著「外國為替・金・銀

フィブチヒ市郵組合中

がのない

三 井 高 陽

せられて居り、組織的なる、公營事業の形態を採つたものは殆んど存在しなかつた。 獨逸に於ける交通及通信制度は、十四世紀に至る迄は極めて不完全、且統一せられざる區々たる個人的企業に委

反し、ザクセン侯領に於ては、組合制度より出發したる自治體の權力による郵便制度の旣に存したるが爲であつた。 との點はザクセン郵便史上に於ける異色であるのみならず、獨逸の郵便史學上興味ある事質である。 家と異り、圓滿なる包併を許さなかつた事は、他の邦家にては自己の郵便制度と衝突する事に依る障害のみなるに とは異つた發達を示して居り、同じく帝國の特許權を得たるタキシス侯家の獨占郵便施行に際しても、他の封建邦 に至つた。然して其封建邦家中ザクセン選擧侯國の領土内に在つては、其郵便、交通の施設が他の獨逸諸封建邦家 に過ぎなかつたものが、封建制度の發達と、商業の發展に依つて漸く組織的なる交通、通信制度の施設を要求する 僧院、修道院、講社、大學、商業組合の自家用として經營する郵便によつて僅に交通と、通信の行はれたるもの

備えたる如き説も行はれて居るが、事質は十四世紀中葉に於て、極く幼稚なる郵便物(書狀及小荷物)を配達する 於てハンザ加盟都市との間に稍定期的の交通が行はれたる形跡がある點よりして十三世紀の頃より何等かの形態を ライプチヒに於ける郵便の創始は、既に一二四一年に創められたるハンザ同盟が最も華なりし十五世紀の初期に

ノイプチヒ市郵組合史

二二七、二八四七

素地となつたものである。この群團は最初は需要者の利便の爲に集團的に或一定の場所に待機したものであるが今 遞送夫の群團(Botenzüge)がライプチヒに存して居つて、これが後に組織ある遞送夫役場(Botenanstalt)となる 繼替の規則等も粗則ながら一定せられてあつた。 日の意義に於ける郵便事務に多少なりとも近似せる制度、即ち輸送時間の一定、料金の公定、輸送機關の交替即ち

其施設を必要としたのであつた。 元來ライプチヒが郵便制度の必要を感じたるものは政治的又は軍事的の要因ではない、むしろ經濟的の必要より

遠夫を派し、徒歩による飛脚と騎馬による傳使をも有して居つた。 市ハンブルグ、又商業地たるニュルンベルヒ、東西及南北の交通の焦點としてのマグデブルヒ等との間に直達の配 政治中樞たるドレスデン、ブランデンブルグの中心ケルン・アム・スプレーとの交通が最も重要で、更にハンザ都 十四世紀の末に於てライプチヒを中心として、商業都市たるアウグスブルヒ、ブラウンシュワイヒ、ザクセンの

又獨逸内のみならず、外にはプラーグ、及維納と連絡して居つたが、時に十五世紀の初めライプチヒに大學の設 出入の郵便物の敷を増し、郵制の規律ある經營を益々必要とした。

初めに互つて既に左の路線による通信系路が定つてあつた。 たかと云ふに、ライプチヒのみでなく他の都市にも類似の群團的なる配達夫の存在があつたが其出入の郵便物の數 右に述べたライプチヒに於ける郵便制度の確立を見る前に、ザクセン侯國は他の都市にも郵便を旣に有して居つ 且又交通上の地位からしてライプチヒのものが最も多く利用せられたのである。 十四世紀より十五世紀の

→リュベン→トルがウ→アイレンベルグ ウイツテンベルヒ シゼン ライ。フチヒ ドレスデン ブラウンシュワイヒ

を買ふに至つた事が、ライプチヒ自身をして自ら郵便制度の確立に進ましめたのである。 彼はドレスデンに在る郵便長ダニエル ウインツェンベルガー (Daniel Winzenberger) と連絡し、騎馬及徒歩の 營郵便で一五七二年フェルゲンハウエルは郵便長 (Postverwalter)に任ぜられ、年俸二百グルデン(一五八六年) 飛脚をヘツセン及ブラウンシュワヒにも發遣した。この狀態が永續すれば、ライプチヒ市自ら何等新に企てすとも の支給を受くるに至つた。彼はザクセン侯より勅任せられたる郵便長であつて、ライプチヒ市とは全く關係はない。 ルゲンハウエル 五五三年 クセンの郵便は充分其勢力を維持したであらうが、アウグスト侯の沒後は官營の郵便は頓に衰退し、一般の不便 **斯の如き交通の行はるる以上各地に郵便を取扱ふべき驛舎の設備も必要であり、ザクセン選擧侯アウグスト(一** ―一五八六年)は郵便役所を要地に置き、侯有郵便の形式でこれを經營せしめ、初めサロモン(フェー・カー) ボーテントンスタント (Salomon Felgenhauer)を郵便騎手なる名稱の下に配達事務を管掌せしめた。 これは純然たる官

そこでザクセンの郵便制度の初期に於ては、通信制度は如何なる種類のものがあつたかと云ふに左の四系統に分

一、宮廷郵便(Hof-Post)

ライプチヒ市郵組合史

一二九 (一八四九)

一、官營(Kurfürstlich)

三、ライプチヒ市権下の郵便

四、併存の小民營(Nebempost 叉は Beiboten)

度で、ネーベンポスト或はバイボーテンなる名称で呼ばるるものである。 第四の併存の小民營と云ふのは、官公營でなく、極小數の小企業家により不連續的に、又不規則に營まれた配達制 通通信機關としての性能を有しない、叉第二の官營のものも一時的の存在で衰退したことは前述の如くである、叉 義務的奉仕勞働の進化したもので、其利用も宮廷自身若しくは限定せられたる特殊の者に限られ、從つて國家の交 々宮廷郵便夫自體は、ゲルマン民族によつて所々に形成された封建群邦に共通の舊慣たる國君に對する封建臣下の 右の中で宮廷郵便は純然たる宮廷の文書の遞送を目的としたもので、一般民衆の通信とは何等の關係もなく、元

劃して投資したものではないから市營ではないが、其經營に對する監督權を有して居つたと云ふに過ぎぬので特に 市營なる文字を當版る事は妥當でない。 そこで第三のライプチヒ市によつて監理さるるものが本文の主題たるライプチヒ市の郵遞組合で、市で全企業に

等が彼等の自由意志を以て集つた組合であるから、 幾多の無秩序無統制を暴露し、一般利用者に迷惑を及ぼす事が多かつたので、 元來ライプチヒ市の配達夫は一つの組合の形態 (Der Zunft der Botenläufer) を以て團結して居つたが、素々彼 何等國家乃至は自治體の統制を受けて居らず、從つて其經營上 一五九〇年ライプチヒ市會はこれが

ライプチヒ市の管理法に依ると、 市會によつて配達人夫の元締となるべき人夫頭(Botenmeister)を任命し、

送事務所(Postkontor)を設置せしめて集配事務を司らしめる事に定められた。

ス(Gallus)の就任當時に於ても諮制度は完備せず、又人夫頭の命令の徹底にも不充分なる點があつた。 初代のボーテンマイスターに任命せられた者はマルチン。ランゲ (Martin Lange) で次代のマイスターたりしガ

私に委託するが如き事實があつた。然も其收納する賃銀は決して低廉でなく、又區々であつた。 ち例を取れば、荒天の際には屢々配狀を忌避し、又惡路の徒行を拒み、自己の勞力を惜みて途中遇會の他の幸便に するの主旨であつて、市の權力を以て取締る前には配達夫の職務遂行については餘りに無規律に流れて居つた。即 市の監督の下に此組合を置いた事は、自由組合の下に於ては常に權力ある監督者を欠きたる爲の欠陷を補はんと

遠夫取締令(Botenordnung)を發布した。この取締令の形式は獨逸に於ける飛脚制度研究上重要なる類型を示すも で、後段記述する賃銀段楷と共に比較研究の好資料である。 一六〇八年郵便館を建て、市はフランツ パイリケ (Franz Peiligke) をして其の長となし、又二月四日には配

は全責任を負ひ其配達を果さしむ。其配達人夫の行動を監督し、又他の同似業と識別する爲に特殊の制袴を着せし 分を明にするの目的と模倣を防ぐを目的として居る。 じ、犯したるものに對しては罰金の刑を課した。これは不時の召集に備え、且常に其任務を自覺せしめると共に身 め、勤務中のみならず家庭に在る時も常に着用せしめた。又市は他の業者の右ズボンと同様のものを着くる事を禁 本令によつて市會は先づ正規の配達夫の人數を三十名、補助員十名と數を規定し、一般委託者に對しては配達人

次に其從屬關係に於ては、配達夫は配達人夫頭に從屬し、其勤務の際は、出發時刻及行先を配達夫頭た於て記帳 頭の命令一下直ちに發足するの義務がある、勿論反令に對しては數日の禁錮刑を以て罰せらるる。

要ある時は一日につきニグロシエンバペニヒを附給する。 邦外一哩につき三グロシェン、晝夜連行の場合には三グロシエンと公定せられた。(Schaefer 氏に依る)。尙宿泊の さて質銀の算定は如何なる方法に依つたか、當時の質銀は距離計算でザクセン邦内は一哩につき二グロシェン、

分の一封度秤量につき一ペニヒを支拂ふ事になつて居つたのである。 tenknecht)をして屆けしめる、マルテル氏(Martell)に依れば受取人は書狀一通三ペニヒ、數通取纒の場合は三十 これを役所の外壁に受信すべき人名を到着時刻と共に揭示して受取人の來つて請取るのを俟つ事になつている。受 これは人夫頭が收納する權利がある。郵便物到着後二時間以内に受取人が來ない場合には受取人の宅へ使丁 (Bo-取人が自己の名を發見し請取るに際しては、 郵便物を齎して配達夫着するや一切の書狀を配達夫頭に提出し、發信同様着信も頭に於て記帳すると同時に頭は 人夫頭へ一ベニヒ(書狀を託する時も一ベニヒ)手敷として支拂ふい

reier)なる名稱の起りで、手紙一通の賃銀の一般的通念となつたと共に三ペニヒの貨幣價値を想起する標準となつ 右の受取人が宅で受取る時に支拂ふ、所謂到着拂屆賃は十九世紀中葉迄呼稱の殘つた所謂「手紙三片」(Briefd

関れがあるので、 然しながら、右の如き規模の制度を樹立しても、 配達夫の勞働時間は夏は、朝五時より城門の閉門時刻まで、冬は城門の開門より閉門まで役所に詰める義務を有 配達夫假に全員出拂ふ時にも少なくとも使丁丈は居る様に、依て利用者の不便を避ける様に定められた。 右の命令は同時に併存する私便(Beiboten)を禁壓して公吏たる配達夫の生活を脅さざる様に規 これと併存する制度があつては結局は其經營を困難ならしむる

於て分配する。即ち全額の六分の一を人夫頭に、他の六分の二を配達夫に分け、殘六分の三は配達夫の病氣及廢疾 支出して積立てて居るものから成立つて居た。 の救助及び救貧の場合の積立てられたる基金へ繰入れらるる。其基金は罰金收入及各配達夫一日につき一ペニヒ宛 なき利用者に對するサービスの悪化等による綱紀紊亂の弊を改むる爲に市當局はこの慣習の合理化方法として、 に赴かしめ、幾分の喜捨を乞ひ、〈其金は配達夫によって開凾せられざる様閉錠せられてある〉集つた金は人夫頭に づ其分配の公平を期する爲に一方法を設けた。即ち常に利用する顧客たる商店又は個人の宅へ毎年新年年頭に挨拶 手を受領して哩敷の「オマケ」を附する如き事は默認して居つたが、この事も段々弊害を伴ひ、酒手を恵む事の 當時の慣習に依れば右の規定賃銀の他に、利用者より酒手を受領する場合が少なくない。又市としても多少の酒

裁決を仰ぐと云ふ形であつた。 次に右の法律的規定の下に運用は如何なる機關を通じたかと云ふに、この組合の統制は二名の市参事會員これに 毎三ヶ月毎に事務の報告と、隨時發生の問題の解決の爲に人夫頭は監督者たる參事會員の許に集りて一切の

則つて立案せられた位である。 右の法令は其成文頗る効果的で、後に一六七四年三月のライプチヒ市馭者規則(Die Kutcherordnung)も本法に

圏住宅を作つた事も今日の獨逸遞信從業員集團住宅の素地になつて居る。 前にも述べた如く本法は獨逸の郵便史上の重要なる一方に於ける基礎法令であり、又本法發布と同時に配達夫集

クセン選舉侯の官營郵便が衰退し、今や官營の郵便に代るものなく、又さりとて宮廷郵便は當國の行政組織上から、 ライプチヒ市の統制下に置かれた組合が、かゝる規則の下に正規的の發達を遂げつゝある一方、前にも說いたぜ

イプチヒ市郵組合史

す、むしろ郵便局長なる榮稍を受けたるも、右の「二〇グルデンは一六二五年に開通のライブチヒ、ブラーグ間郵 についてはザクセン郵便史家シェーフアー氏(Scheafer)は共組合人夫頭たるジーバーは公吏としての職位を失は 認めこれを利用する事になつた。蓋し選擧侯ョハン・ゲオルグー世は、この組合の郵便が合理的經營によつて比較 便路維持費として受領せし奨勵金乃至は補助金たるの性質を有するものと解釋して居る。(Schaeffer: "Geschichte Berlin 1832)によればジーバーが侯家財務局より其局長任命に當り俸給一二〇グルデンを受くと記して居る。これ 的低廉なる料金にも不拘正確に到達する點を認め、官認とし、一六一三年二月以來のライブチヒ市配達人 夫 頭た des sächsischen Postwesens" Dresden. 1879) 便法制史家マチアス氏(Matthias)の著書「郵便及郵便權に就て」(), Ueber Posten und Post-Regale" II Bände 一般民衆の利用に委せる事は不可能であつたので、勢ザクセン侯家では、ライプチヒの市の下に營まるる本組合を (Johann Sieber)を官吏に登格し、其稱號も郵便局長 (Postmeister)と稱する事を許した。郵

家より局長に任命せられたる事についても一切これに對して干渉する事なく默視して居る有様であつた。 於て全く獨立の域に進み、從つて管理權も單に法規上の監督に止り財務上の監督を受けず、加へて、ジーパーが侯 て獨立の氣運に向ひ、一五九〇年以來は市會より補助金を仰がず、同時に收谷剩餘金を納入せなくなり,經濟上に 鬼に角市營の組合郵便が漸次國營郵便的形態に移行した事は事實として認められる。從つて其事業の發達に伴つ

ン等のポーテンマイスターは自らポストマイスターたるジーバーの命令下に服する事となり、同時に一六一九年七 ライプチヒの人夫頭即ちボーテンマイスターがボストマイスターに昇任した事は、從來の同格であつたドレスデ レスデンの配達人夫頭に命じて、郵便原帳記錄の責任はライブチヒ郵便局長の負ふべきものなる事を達し

事を信任するの證とした譯になる。 これは一面に於て其階格を明にすると共に、國家重要文書遞送の責任者を定め、又機密文書取扱の適任者たる

市會が局長に對して干渉するの權能なき事を確示した爲である。 儀なきに至つた。即ち侯は局長の上訴に依つて一六三三年八月三十日侯令を發布し、ジーバー局長の權限を明にし、 妨害の芟除せらるべき様上訴した事により、侯の命令が出て、市會は全くこの問題については失權に甘んするの餘 の命令は選舉侯に移牒の上、侯の裁定を乞ふ事になつた結果、侯は市會の要求を以て不當なりと裁定した爲に、 政的には別段の干渉を加えなかつたライブチヒ市會は、ジ ねばならなかったが、既にこれを公の裁判等に持出して合法的に争ふ事が全、絶望であると云ふ事實に直面したの 何等其際に條件を附せなかつた市會のこの要求は、ジーバーに依つて直ちに應ぜしむる譯には行かず、この納附金 年ジーバーに對して其收益より若干の納附金をなすべき様に命じたが、旣に局長昇任の際にこれに對して默認し、 然るに郵便局として其經營に依る利益の累増するを見て、 バーは市會に對して其納附を拒否した。市會はこれに對して忘れたる既特權を同復せん爲に何等かの手段を執ら 先づ裏面より回收の謀計を回し、配達夫を奪ふ等の切り崩し的方法を試みたが、局長は選舉侯に對してかいる] ,; 最初この組合の管理者を出したに止り、夫に對して財 ーが官任の局長たるの資格を有するに及び一六三一 **:**"

領地帶に瑞典王國の郵便局を設置したる為に、今迄のライプチヒ郵便局の業務も頓に衰滅したので市會は業務振興 る國權なるを以て其れに對しては市は何等の疑義をも有しないが、配達夫事務は市會の任命せる公吏によつて管理 の爲に市會が管理權を以て其任を完するを至當とする旨を侯家に上訴した。市會の主張する處は郵便權は侯に屬す 一六三〇年乃至四〇年に互る瑞典との戦争は、この問題を更に別の方向に轉化せしむる事になった。瑞典人は占

ライブチビ市郷組合

彼に代るべき人を任命して配達夫頭とすると云ふに在つた。 宣誓して居るに不拘、彼自ら市會の命令に從はざる以上彼は市會としては最早信用すべき公吏ではないから、 し、市會に從屬すべきものと考へられる。然も現局長ジーバーは一六一三年二月市の配達夫頭として市會に忠誠を 別化

テンマイスターの任命を不要なりと解釋した爲であつた。 一六四〇年の侯令はこの問題について更に市會側の敗北の結果を招いた。侯は現任ジーパーを措き更に別にボー

侯令の成力による郵便權力の背景として引かれたものと解釋する者もあり、今尙この點は疑問とせられて居る。 云々する者もあり、或は各邦固有の郵便の存置の可否に對して、當時行はれたる論爭に對する一彈壓方法として、 効果について、郵便史家の中に二三の解釋が有り、或はこの帝名を入る事によつて、タキシス家郵便勢力の影響を 與せられたる令書によりて忠實なる職員が管理すべし」との條章につき、 右勅令中に「局長不在の爲郵便事務停滯の場合に、神聖羅馬帝國皇帝、神及び股に對して特別の宣誓を爲し、附 特に神聖羅馬帝國皇帝の名を引いた事の

するに至つてからは却つて進步する一方には弊害も出で、稍其機構に弛緩せるものがあつた事は否めない事實であ 央勢力たるの觀を呈し、各路線もライプチヒを中心として分岐して居つた。其の經營の跡を見るに、國權を背景と 進化し、更に國家權力を背景とする國營に準する機關となり、斷然他のザクセン邦內都市に比して、 かくてライプチヒの郵便配達夫組合は、單なる職業組合の如き形態が、自治體の管理による企業に似たるものに 郵便業務の中

發展に努力を惜み、又下級の職員たる配達人夫の賃銀は依然として低額に止つて居つた。この結果需要に應ずる爲 ボーテンマイスターより局長に昇格した局長は、選擧侯の保護を有するが為に其身分の安全を保證せられ、改良

に配達人夫を募集するも應募するものなく、一六三六年侯令を以て不足人夫の補充をライプチヒに限らず、市外よ

存在を脅さるるに至つた。 獨占權を獲得した、チュルン・タキッス家の勢力がザクセン國へ進出するに至つて、ライプチヒ市郵便の組合は其 かくて配達夫の補充の困難は漸く其組織の弛緩を來し、經營上に於て漸く行詰りの觀を呈した處へ、中歐郵便の

を語るものである。 如何にしてザクセン國にタキシス家は其手を伸したかに就ての經緯は、ライブチヒ市の郵便の組合の消滅の沿由

過權の享有は、カール五世が、ブルグンド公としてオランダを領有して居つた關係から、オランダとイタリーを結 時にタキシス家の郵便は獨逸に入る事を許されたが、單に獨逸の國土を通過するの權利を得たるに止つた。この通 **ぶ郵便線が獨逸を通らねばならぬ關係から來て居る。** Maggiore dell' Imperatore Massimilians) の職を奉じ、郵便事務類似の職務を有して居つたが、其後カール五世の 伊太利に起つたタキシス家は、 旣に十五世紀に於てマキシミリアン一世皇帝の下に 「帝屬傳達使」 (Corriero

に至り、 其後クキシス家は其一族が各神聖ローマ帝國領地内に郵便長官として登用せらるるに及び、獨逸に於てもヨハン ザクセンに於ては、一六一五年七月の皇帝勅語に依て極秘の裡に其勢力を植えつけたのである。 フオン タキシス(Johann Baptist von Taxis)が其實權を賦與せられたので漸次獨逸各地に行亙る

新設を命令し、又ライブチヒ郵便局長ジーバーを皇帝勅任の郵便局長に昇格せしめて、其クキシス郵便勢力の下に 皇帝マチアスは一六一五年十月、ザクセン侯ヨハン ゲオルグに書翰を以て、ザクセン國を通過すべき郵便路の

ライプチヒ市郵組合史

一三七

告した。一方に於て皇帝直屬のフランクフルトの郵便局長たるビルグデン(Johann von der Birghden) 從はしめんと試みた。既に同年五月選舉侯はジーバーが皇帝の勅任局長たる事を承認し市参事會に對してこれを通 ず、全路線上の一般郵便事務についても忠實に協力すべき事を勧告し、これを契約化し、署名せしめて居る。 ーに對してフランクフルト - ライプチヒ間の帝國郵便線路の新設につき、ライブチヒに於ける郵便事務のみなら はジーバ

瑞典軍の退くと共に再び開局した。從つてタキシスは其局をライプチヒの組合郵便と併立する事になつて居つたの に總局長(Oberpostmeister)なる資格を興え、次代の局長ルドウイヒ ダーゼル (Ludwig Daser)の時には一六八 ヒ、フランクフルトの各線を開いた。 六年タキシス家の手にて商業上の重要なる郵便線路を開設し、ライプチヒを中心としてハンブルヒ、 し、一六一八年旣に閉置のタキシス系郵便局の長官ゴットフリード、エガー 然してライブチヒ市には一パー六年タキシス家の帝國郵便を設置し、瑞典軍の侵入と共にこれも一時撤退したが、 組合郵便の為に充分の活動の餘地がなかつたのであるが、今やタキシス家の勢力は確實にザクセン侯國を支配 (Gottfried Egger) を任命し、これ ニュルンベル

下に消滅の形となつた。然ながらライプチヒが如何なる勢力の下に在つても常に交通上の重要主要地點として今日 に至る迄其意義を失はぬ。 茲に於て全くザクセン國はタキシス家の支配する處となり、侯の權力も、市會の努力も全くタキシスの獨占勢力

書目

P. Gander: Aus der älteren Geschichte des deutschen und sächsischen Postwesens und dem der Niederlausitz Niederlausitz 1928

P. Marthell: Zur Geschichte des Postwesens der Stadt Leipzig (I.B.J. Leipzig 1926 S. 163)

Die Schmellpost von Leipzig nach Dresden. ("Basler Taube" 2. Jhrg. S. 17)

W. Matthias: Ueber Posten und Post-Regale. 2 Bände. Berlin 1832.

Aus der Chronik des Postamtes Hess-Lichtenau (Postarchiv 1896. S. 492)

Ein kurzer Abriss der Geschichte des Leipziger Handels (dto. 1877. S. 404) Sieber: Von Aufkunft und Wachstum des chursachsischen Postwesens. Chemnitz.

G. Schaefer: Geschichte des sächsischen Postwesens. Dresden. 1879.

P. Heurgren: Schwedische Post in Deutschland während des 30 Jährigen Krieges. Berlin. 1928.

Postmeister von den Birghden (Postarchiv. 1918. S. 9)

Zur Geschichte des Postwesens in Süddeutschland während des 30 jährigen Krieges (dto. 1877. S.693)

Ein Beitrag zur Geschichte des Postwesens in Süddeutschland während des 30 järhingen Krieges

(dto. 1875. S. 610)